

|    |  |   |
|----|--|---|
| 改正 | 昭和35年12月16日規則第98号<br>昭和47年3月24日規則第31号<br>昭和55年9月20日規則第122号<br>昭和61年11月11日規則第79号<br>平成6年3月31日規則第114号<br>平成8年3月26日規則第13号<br>平成11年3月26日規則第14号<br>平成12年3月31日規則第45号<br>平成13年10月19日規則第120号<br>平成16年6月1日規則第59号<br>平成18年3月31日規則第43号<br>平成20年3月31日規則第29号<br>平成22年3月30日規則第41号<br>平成23年11月11日規則第76号<br>平成28年3月29日規則第63号<br>令和元年6月25日規則第15号<br>令和3年5月28日規則第48号<br>令和5年12月12日規則第82号 | 昭和42年9月29日規則第76号<br>昭和55年3月31日規則第42号<br>昭和59年3月31日規則第54号<br>平成3年3月26日規則第13号<br>平成7年3月31日規則第58号<br>平成10年3月31日規則第46号<br>平成11年12月28日規則第93号<br>平成13年3月30日規則第50号<br>平成16年2月27日規則第12号<br>平成17年3月4日規則第22号<br>平成18年11月21日規則第111号<br>平成21年8月11日規則第67号<br>平成22年8月3日規則第94号<br>平成27年3月31日規則第44号<br>平成29年3月31日規則第55号<br>令和2年3月19日規則第18号<br>令和5年3月10日規則第14号 |
|----|--|---|

神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則をここに公布する。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則  
題名改正〔平成22年規則94号〕

（事務の委任）

- 第1条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所に委任する。
- （1） 条例第8条の規定により、ふぐ営業の認証を与えること。
  - （2） 条例第9条第2項の規定により、ふぐ営業認証書（以下「認証書」という。）を交付すること。
  - （3） 条例第9条第3項の規定により、認証書を書き換え、及び再交付すること。
  - （4） 条例第14条の規定により、ふぐ加工製品の取扱い等の届出を受理すること。
  - （5） 条例第15条の規定により、ふぐ加工製品取扱等届出済書（以下「届出済書」という。）を交付すること。
  - （6） 条例第16条の規定により、届出済書を書き換え、及び再交付すること。
  - （7） 条例第20条第1項の規定により、ふぐ営業の廃止の届出及び認証書の返納を受理すること。
  - （8） 条例第20条第2項の規定により、ふぐ加工製品の取扱い等の廃止の届出及び届出済書の返納を受理すること。
  - （9） 条例第21条第1項の規定により、必要な報告を求め、及び当該職員をして条例第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設その他の場所の立入検査をさせること。
  - （10） 条例第22条の2第2項の規定により、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継の届出を受理すること。
  - （11） 条例第23条第1項の規定により、必要な措置をとることを命じ、認証を取り消し、及び業務の停止を命ずること。
  - （12） 条例第23条第3項の規定により、必要な措置をとることを命じ、及び業務の停止を命ずること。

と。

全部改正〔昭和55年規則122号〕、一部改正〔昭和61年規則79号・平成11年14号・12年45号・18年111号・20年29号・22年94号・28年63号・29年55号・令和2年18号・3年48号〕

(条例第2条第6号に規定する規則で定めるふぐ加工製品)

第1条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるふぐ加工製品は、ふぐ塩蔵品、ふぐ乾製品、ふぐ調味加工品、ふぐ薫製品及びふぐ総菜とする。

追加〔平成28年規則63号〕

(試験の公告)

第2条 条例第4条第1号の規定により、知事が行うふぐ包丁師試験(以下「試験」という。)の日時、場所、受験願書の提出期限その他試験の実施について必要な事項は、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公告する。

全部改正〔昭和61年規則79号〕、一部改正〔平成28年規則63号・令和5年14号〕

(試験の科目)

第3条 試験は、学科試験及び実技試験とする。

2 学科試験は、次の科目について行う。

- (1) 公衆衛生
- (2) 栄養及び調理理論
- (3) ふぐに関する知識
- (4) 衛生法規

3 実技試験は、次の科目について行う。

- (1) ふぐの種類及び臓器鑑別
- (2) ふぐの取扱い実技

追加〔昭和61年規則79号〕

(受験の手続)

第4条 試験を受けようとする者は、ふぐ包丁師試験受験願書(第1号様式。以下「受験願書」という。)に写真(出願前3月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則122号・61年79号・平成28年63号〕

(受験票の交付)

第5条 知事は、受験願書を受理したときは、ふぐ包丁師試験受験票(第2号様式)を交付する。

一部改正〔昭和61年規則79号・平成28年63号〕

(合格者名簿の登載及び合格証書の交付)

第6条 知事は、試験に合格した者をふぐ包丁師試験合格者名簿(第3号様式)に登載するとともに、合格者に対し、合格証書(第4号様式)を交付する。

一部改正〔昭和61年規則79号〕

(免許の申請)

第7条 条例第4条の規定により、ふぐ包丁師の免許を受けようとする者は、ふぐ包丁師免許申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 前条の合格証書の写し又は別表に掲げる都道府県の知事の発行した免許を受けていることを証する書類の写し及びふぐの取扱いに関する試験に合格したことを証する書類
- (2) 医師の診断書(条例第6条第1号に該当しない旨及び精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかを記入したもの)
- (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)
- (4) 写真2枚(申請前3月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。第9条第1項において同じ。)

2 条例第4条第2号の規定により、知事が認めるふぐの取扱いに関する試験は、別表に掲げる都道府県の知事が行う試験とする。

一部改正〔昭和55年規則122号・61年79号・平成8年13号・11年14号・12年45号・13年120

号・28年63号・令和2年18号]

(ふぐ包丁師名簿及びふぐ包丁師免許証)

第8条 条例第5条第1項の規定により登録するふぐ包丁師名簿は、第6号様式とする。

2 条例第5条第2項の規定により交付するふぐ包丁師免許証(以下「免許証」という。)は、第7号様式とする。

一部改正〔昭和61年規則79号〕

(免許証の書換え及び再交付申請)

第9条 条例第5条第3項の規定により、免許証の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ包丁師免許証書換え(再交付)申請書(第8号様式)に写真2枚を添えて、当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知つた日)から15日以内に知事に提出しなければならない。

2 前項の申請が氏名の変更に係るときは、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を添付しなければならない。

3 免許証を亡失した者が、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、速やかに当該免許証を知事に返納しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則122号・61年79号・平成28年63号〕

(ふぐ営業認証の申請)

第10条 条例第8条の規定により、ふぐ営業の認証を受けようとする者は、ふぐ営業認証申請書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添えて営業の施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長(営業の施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事)に提出しなければならない。

(1) 専属のふぐ包丁師の免許証の写し

(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第55条第1項の規定による営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業に限る。)の許可を受けていることを証する書類の写し

(3) 調理場施設の配置図

(4) 専用廃棄物容器及び使用器具の概要を記載した書類

(5) 廃棄物の処分方法を記載した書類

一部改正〔昭和42年規則76号・47年31号・55年122号・61年79号・平成11年14号・12年45号・16年12号・18年43号・20年29号・21年67号・22年41号・28年63号・29年55号・令和3年48号〕

(ふぐ営業台帳及びふぐ営業認証書)

第11条 条例第9条第1項に規定するふぐ営業台帳は、第10号様式とする。

2 条例第9条第2項に規定する認証書は、第11号様式とする。

一部改正〔昭和61年規則79号〕

(認証書の書換え及び再交付申請)

第12条 条例第9条第3項の規定により認証書の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ営業認証書書換え(再交付)申請書(第12号様式)を当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知つた日)から15日以内に認証施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長(認証施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。第3項及び第22条の2において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請が専属のふぐ包丁師の変更に係るときは免許証の写しを、その他の変更に係るときはその事実を証明する書類をそれぞれ添付しなければならない。

3 認証書を亡失した者が、認証書の再交付を受けた後、失つた認証書を発見したときは、速やかに当該認証書を認証施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長に返納しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則122号・61年79号・平成20年29号・28年63号・29年55号〕

(ふぐ加工製品の取扱い等の届出等)

第13条 条例第14条の規定により、業としてふぐ加工製品の取扱い等をしようとする者は、ふぐ加工製品取扱等届（第13号様式）をふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長（当該施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、当該保健福祉事務所長は、ふぐ加工製品取扱者台帳（第14号様式）に記載するものとする。

追加〔昭和61年規則79号〕、一部改正〔平成12年規則45号・16年12号・18年43号・20年29号・21年67号・22年41号・28年63号・29年55号・令和3年48号〕

第14条 削除

〔平成28年規則63号〕

（届出済書）

第15条 条例第15条に規定する届出済書は、第15号様式とする。

追加〔昭和61年規則79号〕

（届出済書の書換え及び再交付申請）

第16条 条例第16条の規定により届出済書の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ加工製品取扱等届出済書書換え（再交付）申請書（第16号様式）を当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日（亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知つた日）から15日以内に条例第14条の規定により届け出たふぐ加工製品の取扱い等をする施設（以下「届出施設」という。）の所在地を管轄する保健福祉事務所長（届出施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項及び第22条の2において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請が届出済書の記載事項の変更に係るときは、その事実を証明する書類を添付しなければならない。

3 届出済書を亡失した者が、届出済書の再交付を受けた後、失つた届出済書を発見したときは、速やかに当該届出済書を届出施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長に返納しなければならない。

追加〔昭和61年規則79号〕、一部改正〔平成20年規則29号・28年63号・29年55号・令和3年48号〕

（ふぐ加工製品に係る表示事項）

第17条 条例第17条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）ふぐの内臓を除去し、皮を剥いだものにあつては、「神奈川県条例に基づくふぐの処理済」の文字

（2）精巢にあつては、精巢である旨

全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和3年規則48号〕

（ふぐ加工製品に係る記録の保存）

第18条 条例第18条第4項に規定する記録の保存期間は、ふぐ加工製品の取扱い等をするものの消費期限、賞味期限等を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めなければならない。

2 条例第18条第4項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された年月日、ロット番号その他の当該ふぐ加工製品に係るロットが特定できる事項

（2）当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐの種類

追加〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和3年規則48号〕

（死亡又は失そうの届）

第19条 条例第19条第1項の規定による届出は、ふぐ包丁師死亡（失そう）届（第18号様式）によるものとする。

一部改正〔昭和61年規則79号〕

（ふぐ営業の廃止届）

第20条 条例第20条第1項の規定による届出は、ふぐ営業廃止届（第19号様式）によるものとする。

追加〔昭和61年規則79号〕

（ふぐ加工製品の取扱い等の廃止届）

第21条 条例第20条第2項の規定による届出は、ふぐ加工製品取扱等廃止届（第20号様式）によるものとする。

のとする。

追加〔昭和61年規則79号〕、一部改正〔平成28年規則63号〕

(当該職員)

第22条 条例第21条に規定する当該職員は、法第30条第1項に規定する食品衛生監視員とし、その身分を示す証票は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）に定める食品衛生監視員の証とする。

一部改正〔昭和61年規則79号・平成16年12号・18年111号・23年76号〕

(営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継の届出)

第22条の2 条例第22条の2第2項の規定による営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継の届出は、承継届（第20号様式の2）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて認証施設又は届出施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。

- (1) 営業又は業の譲渡による承継の場合 認証書又は届出済書及び営業又は業の譲渡が行われたことを証明する書類
- (2) 相続による承継の場合 認証書又は届出済書、戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 合併による承継の場合 認証書又は届出済書及び合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- (4) 分割による承継の場合 認証書又は届出済書、当該営業を承継した法人の登記事項証明書及び当該営業を承継したことを証明する書類

追加〔平成11年規則14号〕、一部改正〔平成13年規則50号・17年22号・20年29号・28年63号・令和3年48号・5年82号〕

(適用除外となる場合)

第23条 条例第26条に規定する知事が特に認めた場合とは、ふぐ包丁師が直接指導を行うふぐ取扱いの技術講習会（以下「講習会」という。）とする。

2 講習会を行う者は、ふぐの取扱い技術講習会開催届（第21号様式）に指導するふぐ包丁師の免許証の写しを添えて当該講習会の実施の日の7日前までに知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和35年規則98号・61年79号・平成28年63号〕

(書類の経由)

第24条 条例及びこの規則により、知事に提出する書類（受験願書を除く。）は、住所（講習会については、その開催場所。以下同じ。）が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域以外の区域内にある場合には、当該住所の所在地を管轄する保健福祉事務所に經由しなければならない。ただし、住所が県外にある場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和35年規則98号・55年122号・61年79号・平成12年45号・20年29号・28年63号・29年55号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年12月16日規則第98号）

この規則は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月29日規則第76号）

この規則は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月24日規則第31号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第42号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月20日規則第122号）

1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則で定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和59年3月31日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則第7条第2項に規定するふぐほう丁師免許証は、この規則による改正後の神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則第7条第2項に規定するふぐほう丁師免許証とみなす。

附 則（昭和61年11月11日規則第79号）

- 1 この規則は、昭和61年11月20日から施行する。
- 2 改正前の規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成3年3月26日規則第13号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則（中略）に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年3月31日規則第114号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則の規定による証票等は、改正後の神奈川県ふぐ取扱及び販売条例施行規則による証票等とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月26日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第46号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月26日規則第14号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第45号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第50号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年10月19日規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 2月27日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 6月 1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3月 4日規則第22号）

この規則は、平成17年 3月 7日から施行する。

附 則（平成18年 3月31日規則第43号）

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年11月21日規則第111号抄）

1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年 3月31日規則第29号）

1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成21年 8月11日規則第67号）

この規則は、平成21年 8月24日から施行する。

附 則（平成22年 3月30日規則第41号）

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 8月 3日規則第94号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

3 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年11月11日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3月31日規則第44号）

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

2 この規則の施行前にされたふぐ加工製品の表示に係る表示事項については、なお従前の例による。

3 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）附則第4条又は第5条の規定によりなお従前の例による場合におけるふぐ加工製品の表示事項については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3月29日規則第63号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 8月 1日から施行する。ただし、第4条、第1号様式及び第2号様式の改正規定は同年 5月 1日から、附則第7項から第10項まで、附則第1号様式及び附則第2号様式の規定は同年 6月 1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第18条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にふぐ加工製品の取扱い等を開始するふぐ加工製品について適用する。

3 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）附則第4条又は第5条の規定によりなお従前の例による場合におけるふぐ加工製品の表示事項に係る改正後の第18条の規定の適用については、同条中

「（2） 精巢にあつては、精巢である旨  
とあるのは、

」

- 「(2) 精巢にあつては、精巢である旨
- (3) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）附則第2条第1号の規定による廃止前の食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第1項に定める食品に該当するふぐ加工製品にあつては、同令で定めるところにより表示するもののほか次に掲げる事項
- ア 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された年月日、ロット番号その他の当該ふぐ加工製品に係るロットが特定できる事項
- イ 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐの種類
- (4) 前号に定めるもの以外のふぐ加工製品にあつては、次に掲げる事項
- ア 当該ふぐ加工製品の名称
- イ 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された年月日、ロット番号その他の当該ふぐ加工製品に係るロットが特定できる事項
- ウ 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等（条例第17条第1号に規定する認証施設等をいう。以下同じ。）の所在地
- エ 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等を営業者等（条例第2条第4号に規定する営業者等をいう。）の氏名（法人にあつては、名称）
- オ 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐの種類

とする。

- 4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第7号様式によるふぐ包丁師免許証及び改正前の第11号様式によるふぐ営業認証書は、それぞれ改正後の第7号様式によるふぐ包丁師免許証及び改正後の第11号様式によるふぐ営業認証書とみなす。
- 5 施行日前に作成した改正前の第10号様式によるふぐ営業台帳及び改正前の第14号様式によるふぐ加工製品販売者台帳は、それぞれ改正後の第10号様式によるふぐ営業台帳及び改正後の第14号様式によるふぐ加工製品取扱者台帳とみなす。
- 6 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- (準備行為)
- 7 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第102号。以下「改正条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所に委任する。
- (1) 改正条例附則第6項の規定により、改正条例による改正後の神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第14条各号に掲げる事項の届出を受理すること。
- (2) 改正条例附則第7項の規定により、ふぐ加工製品の調理、加工又は貯蔵をする旨の届出を受理すること。
- (3) 改正条例附則第8項の規定により、ふぐ加工製品取扱等届出済書を交付すること。
- 8 改正条例附則第6項又は第7項の規定により届出をしようとする者は、ふぐ加工製品取扱等届（附則第1号様式）に行おうとするふぐ加工製品の取扱い等に係る改正後の第10条第2号に掲げる書類を添えてふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長（当該施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市又は藤沢市の区域内にある場合にあつては、知事。次項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、改正条例附則第7項の規定により届け出る場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に規定する魚介類販売業に限る。）の許可を受けていることを証する書類の写しを添付することを要しない。
- 9 前項の届出があつたときは、当該保健福祉事務所長は、改正後の第13条第2項の規定の例により、ふぐ加工製品取扱者台帳に記載するものとする。この場合において、当該ふぐ加工製品取扱者台帳は、施行日の前日までの間は、改正前の第14号様式によるふぐ加工製品販売者台帳とみなし、施行日に、改正後の第14号様式によるふぐ加工製品取扱者台帳とみなす。
- 10 改正条例附則第8項に規定するふぐ加工製品取扱等届出済書は、附則第2号様式とする。
- 附則第1号様式



(附則第8項関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

附則第2号様式

(附則第10項関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

附 則 (平成29年3月31日規則第55号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日規則第18号)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第7号様式によるふぐ包丁師免許証は、改正後の第7号様式によるふぐ包丁師免許証とみなす。

附 則 (令和3年5月28日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業を行っている者又は魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例(令和2年神奈川県条例第42号)附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)第3条第1項の規定による許可を受けて魚介類加工業の営業を行っている者で、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を受けていないものが、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。)第8条の規定によるふぐ営業の認証を受けようとする場合における申請書に添付する書類は、改正後の第10条第2号の規定にかかわらず、食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による営業(整備政令第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業及び同条第14号に規定する魚介類販売業に限る。)の許可を受けていることを証する書類の写し又は魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第3条第1項の規定による魚介類加工業の許可証の写しとする。

3 この規則の施行の日前に神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例(令和2年神奈川県条例第98号)による改正前の条例第16条第2項に規定する届出済書の書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した者(亡失による再交付の申請の場合にあつては、この規則の施行の日前にその事実を知った者)に対する改正後の第16条第1項の規定の適用については、同項中「当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知った日)から15日以内」とあるのは、「令和3年6月30日まで」とする。

(事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

4 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年神奈川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和5年3月10日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月12日規則第82号)

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

別表(第7条関係)

|  |
|--|
| 千葉県、埼玉県、東京都、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県 |
|--|

追加〔平成11年規則14号〕、一部改正〔平成16年規則59号・18年43号・20年29号・28年63号〕

#### 第1号様式

(第4条関係) (用紙 縦19.7センチメートル 横21センチメートル)

全部改正〔昭和61年規則79号〕、一部改正〔平成3年規則13号・6年114号・28年63号〕

#### 第2号様式

(第5条関係) (用紙 縦10センチメートル 横21センチメートル)

全部改正〔昭和61年規則79号〕、一部改正〔平成6年規則114号・28年63号〕

#### 第3号様式

(第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和35年規則98号〕、一部改正〔昭和55年規則122号・61年79号・平成6年114号・令和元年15号〕

#### 第4号様式

(第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成6年規則114号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

#### 第5号様式

(第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔令和3年規則48号〕

#### 第6号様式

(第8条関係) (用紙 日本産業規格A4横長型)

全部改正〔昭和35年規則98号〕、一部改正〔昭和55年規則122号・61年79号・平成6年114号・令和元年15号〕

#### 第7号様式

(第8条関係) (表) (用紙 縦14センチメートル 横10センチメートル)  
(裏)

全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和2年規則18号〕

#### 第8号様式

(第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔令和3年規則48号〕

#### 第9号様式

(第10条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

#### 第10号様式

(第11条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4横長型)  
(裏)

全部改正〔昭和35年規則98号〕、一部改正〔昭和55年規則122号・61年79号・平成6年114号・12年45号・28年63号・令和元年15号〕

#### 第11号様式

(第11条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

#### 第12号様式

(第12条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

#### 第13号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年48号〕

#### 第14号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4横長型)

全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

#### 第15号様式

(第15条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)  
全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第16号様式

(第16条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)  
全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年48号〕

第17号様式 削除

〔令和3年規則48号〕

第18号様式

(第19条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)  
全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第19号様式

(第20条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)  
全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第20号様式

(第21条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)  
全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第20号様式の2

(第22条の2関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)  
全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号・5年82号〕

第21号様式

(第23条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)  
全部改正〔平成28年規則63号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕